

議会改革

9月定例会で規則改正

質問趣旨の確認制度(反問権)

町長及び行政職員は議員の質問に対して、論点及び争点を明確にするため、議員に対して質問することができるようにしました。

見解

今までの会議規則では基本的に、趣旨確認の質問内容であっても、出来ない規則となっていました。

行政側から趣旨確認が行われている現状もあり、規則の明文化とより精査された政策論争ができます。さらには議員と行政側が対等に議論できるようになりました。

電子機器の導入制度

委員会室にタブレット型の多機能情報端末(iPad)や高機能携帯電話(スマートフォン)を持ち込み使用(閲読)することができるようにしました。

見解

各種委員会で試験的に実施していましたが、時代背景や必要性を考え、導入することにしました。最近、全国各地でも議場や委員会室への持ち込みが議論されていますが、木古内町議会は、全国的にみてもかなり早い規則改正となりました。

今後、利用頻度や重要性を諮りながら、本会議への導入やパソコンの導入など議会や委員会の質の向上を目指し研究していきたいと思います。

今後の改革案

以前の特集にも記載しましたが、改革と言うよりは改善・変更と言うべきでしょうか。

時代の変化に伴い、制度を整えていくのはあたり前の作業です。

議員研修会での講習や各市町村広報誌に目を通すと、様々な議会改革案が掲載されていますが、全ての改革案が我が町に適用しているとは限りません。

今後も他の改革を参考にしながら木古内町議会に適した、または独自の改革を推進して行こうと考えています。

町民の皆様方には更なるご意見、ご指導をよろしくお願いいたします。

検討中

本議会のインターネット中継

IT化の時代到来に伴い各市町村議会でも取り組みが進められています。

木古内町議会も、より開かれた議会へ向け、また町民の議会への関心を高めるため、生中継を自宅でご覧いただけるよう検討中です。

内容報告

今年度から、試験的に実施予定をしていましたが、木古内町でも光ファイバーが8月から開通し機材などの状況が変わりましたので、次年度に持ち越しましたが、平成26年度には実施したいと考えています。